

第4章 高齢者施策の推進

| | | |
|---|---------------------------------------|-----|
| 1 | 多職種連携の促進に関する施策 | 52 |
| 2 | 認知症対策の推進に関する施策・・・・・・・・・・ | 66 |
| 3 | 介護人材の育成確保の推進に関する施策・・・・・・・・ | 79 |
| 4 | 生活支援と介護予防の推進に関する施策・・・・・・・・ | 99 |
| 5 | 在宅サービスの推進に関する施策・・・・・・・・・・ | 134 |
| 6 | 施設サービス及び 高齢者の居住安定の促進に関する施策・・・・・・・・ | 158 |

1 多職種連携の促進に関する施策

| | |
|--|----|
| (1) 医療と介護の連携 | 53 |
| ①医療と介護の連携 | 53 |
| ②ターミナルケアの推進 | 56 |
| ③難病患者（高齢者）に対する取り組み | 57 |
| ④多様な人材の養成及び支援 | 59 |
| (2) 保健・医療・福祉等のネットワークを支える情報提供体制、 相談体制の整備 | 61 |
| ①岐阜県福祉総合相談センター事業の充実 | 61 |
| ②福祉団体、関係者の機能発揮支援 | 63 |

(1) 医療と介護の連携

① 医療と介護の連携（高齢福祉課・医療整備課・H27年度～地域医療推進課含む）

【事業内容】

高齢者が、要介護状態等となった場合でも、住み慣れた地域（在宅）で自立した生活を営むため「地域包括ケアシステム」の構築が必要ですが、特に、医療と介護の連携強化が不可欠であり、こうした取り組みに対して支援します。

【現状及び課題】

- 中重度者や医療ニーズの高い要介護者が、在宅での生活を継続することができるよう、医療・介護を切れ目なく提供するという観点から、医療と介護の役割分担を踏まえ、連携を強化することが必要です。
- 治療や療養を必要とする患者が、通院困難な状態であっても、居宅等の生活の場で必要な医療が受けられるように、訪問診療、往診を行う医療機関の増加等、医療を提供できる体制づくりが必要となります。

【目 標】

政策形成機能を有する地域ケア会議を開催する市町村数

| | | |
|-------------------|---|--------------------|
| 平成 26 年度 9 市町村 | → | 平成 29 年度 42 市町村 |
|-------------------|---|--------------------|

多職種連携に関する研修等に取り組む事業所数（累計）

| | | |
|---------------------|---|---------------------|
| 平成 26 年度 221 事業所 | → | 平成 29 年度 550 事業所 |
|---------------------|---|---------------------|

多職種連携チームを編成するための母体となる組織体制づくりに取り組む地域医師会数

| | | |
|--------------------|---|--------------------|
| 平成 26 年度 19 医師会 | → | 平成 27 年度 22 医師会 |
|--------------------|---|--------------------|

定期巡回・随時対応型訪問介護・看護サービスの提供体制のある介護事業所数

| | | |
|-------------------|---|--------------------|
| 平成 26 年度 9 事業所 | → | 平成 29 年度 22 事業所 |
|-------------------|---|--------------------|

看護小規模多機能型居宅介護の提供体制のある介護事業所数

| | | |
|-------------------|---|--------------------|
| 平成 26 年度 3 事業所 | → | 平成 29 年度 10 事業所 |
|-------------------|---|--------------------|

【施 策】

- 「岐阜県包括的地域ケアネットワーク（はやぶさネット）」への支援
- ・ 県医師会が運営する、病院・診療所・介護福祉施設等において、情報共有、相互連携等の機能補完を担うネットワークの構築に対して支援します。
- 地域ケア体制の推進
- ・ 県医師会が多職種連携の中心的役割を担い、地域へ働きかけて地域ケア会議を開催する等、地域包括ケア体制の構築に向けた取り組みに対して支援します。

- 多職種連携チームの構築
 - ・ 各地域医師会における多職種連携チームを編成するための母体となる組織体制づくりを支援します。
 - ・ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、連携医療機関、入院施設（有床診療所及び病院）、在宅医療を行う医療機関、地域包括支援センター及び介護事業所間の連携を図ります。
 - ・ 多職種連携体制の構築にあたっては、地域の事情や人的資源の状況等を見て、中心的役割を担うべき主体を決められるよう促します。
- 多職種連携を目的とする研修会・セミナー等の開催支援
 - ・ 市町村や広域連合、介護サービス事業者、職能団体等が多職種連携を進めるための研修会・セミナー等を行う際にかかる費用の助成を通じて、その普及促進を図ります。
- 多職種連携アセスメント研修の開催
 - ・ 実際に在宅サービスを受けている高齢者一人を取り上げ、多職種連携によるアセスメント（※）に基づく実践を通じ、その効果を実感していくケーススタディ型研修を開催し、県下各圏域における在宅サービスの充実を図ります。
 - ・ また、多職種連携のメリットや効果について、事例を交え、普及啓発及び先進事例の情報共有を行います。
- 人材育成・普及啓発の実施
 - ・ 多職種協働による在宅医療・介護を担う人材を育成するための研修会を実施するとともに、医療関係者及び県民の在宅医療についての理解を深めるための啓発活動を行います。
- 緩和ケアの連携体制整備
 - ・ 医師、看護師等緩和ケアに従事する医療関係者の育成のほか、がんと診断されたとき、治療中、在宅療養中、終末期など病期に応じたケアが受けられるよう、がん診療連携拠点病院とその他の医療機関、在宅ケア関係機関、緩和ケア病棟（ホスピス）間の連携を推進します。
 - ・ 在宅緩和ケアについては、外来化学療法中や看取りのケアなど、その役割は大きいことから、在宅ケア関係者の育成と連携を促進します
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及促進
 - ・ 重度者を始めとした要介護者の在宅生活を支えるため、訪問介護と訪問看護が密接に連携した「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」について、情報提供等を通じて普及を促進します。
- 看護小規模多機能型居宅介護の普及促進
 - ・ 地域で包括的な介護基盤を整備するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを組み合わせた「看護小規模多機能型居宅介護」について、情報提供等を通じて普及を促進します。
- 訪問看護の充実
 - ・ 県医師会、県看護協会など関係団体と連携し、訪問看護全体の質の向上に努めます。

※ アセスメント：介護過程の第一段階において、利用者が何を求めているのか正しく知ること、そしてそれが生活全般の中のどんな状況から生じているかを確認することをいいます。

- 介護職員等によるたん吸引の技術支援
 - ・ 平成 24 年度から一定の条件を満たした介護職員等に一部の医療行為が認められたことから、これら介護職員等の資質向上を図るため、たん吸引に関する研修指導者を養成することにより支援します。
- 認知症高齢者への支援
 - ・ 認知症疾患医療センター（平成 23 年 5 月設置）を中心に、認知症の早期発見、早期診断により、適切な治療につなげる体制の整備に対して支援します。

②ターミナルケアの推進（保健医療課・高齢福祉課・H27年度～地域医療推進課含む）

【事業内容】

現代の医療水準においては明らかな治療効果が期待できず、積極的治療がむしろ不適切といわれる、いわゆる末期状態の患者に対して、患者の生命・生活の質（QOL）を重視する観点等から、医療をはじめとするケアのあり方について、再考が求められているところです。

全ての県民が安心して人生のターミナル（終末）期を送ることができるよう居宅介護支援や訪問看護、療養通所介護などの介護サービスにおいて、介護と医療との連携を推進しています。

また、本人や家族がターミナル（終末）期をどう過ごし、どのように迎えるかを考え、心構えをするよう促します。

【現状及び課題】

人生のターミナル（終末）期において、高齢者は家族や日常生活から切り離され、医療機関等に委ねられるなど、尊厳のある暮らしやターミナル（終末）期の生き方の選択の幅が狭い状況にあります。

高齢者の「尊厳の保持」と「自立支援」といった介護保険の基本理念を踏まえ、在宅の中重度者への支援強化や医療・看護・介護等の機能分担・連携の明確化等の視点に基づき、ターミナルケア（※1）への対応を強化します。

【施策】

- 全ての県民が安心して尊厳をもって、人生のターミナル（終末）期を送れるよう、介護と医療との連携を推進します。
- サービスの充実が求められている在宅中重度者について、介護サービスの充実と在宅生活継続のための支援の強化を図ります。
- 施設や居住系サービスにおける重度化対応やターミナルケアへの対応を強化し、更に、難病やがん末期の患者の在宅介護ニーズへの対応など、専門的ケアの充実を図ります。
- 在宅や施設における医療と介護の機能分担・連携の明確化を図ることにより、医療ケアなどが必要な要介護者への対応を強化する観点から、ケアマネジメント（※2）における主治医等との連携や在宅サービス提供体制の整備を進めます。

※1 ターミナルケア：現代の医療では治癒の見込めない終末期にあるがんなどの患者の苦痛を緩和し、精神的に支え、残された人生を充実させることを重視する介護や医療をいいます。

※2 ケアマネジメント：介護サービスを利用する利用者の要介護状態や生活状況を把握したうえで、利用者が望む生活を送れるよう、様々な介護サービスを組み合わせてケアプランを作成し、そのプランに従ってサービスが提供できるよう事業者との調整を行い、実際にサービスが提供された結果を確認するという一連の業務をいいます。

③難病患者（高齢者）に対する取り組み（保健医療課）

【事業内容】

難病とは、原因不明で治療方法が未確立であり、後遺症を残す恐れがある疾病（ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス等）や、経過が慢性にわたり、経済的な問題のみならず介護等家族の負担が重く、精神的にも負担が大きい疾病（小児がん、小児慢性腎炎、ネフローゼ等）をいい、患者は長期療養を余儀なくされ、社会生活に様々な不安を抱えています。

このため、地域での保健・医療・福祉の連携や、難病患者やその家族の生活の質の向上をめざした取り組みを実施しています。

【現状及び課題】

○ 現在、難病対策は、以下の5本柱を中心に取り組まれています。

- ・ 調査研究の推進
- ・ 医療施設の整備
- ・ 医療費の自己負担の軽減
- ・ 地域における保健医療福祉の充実・連携
- ・ QOLの向上をめざした福祉施策の推進

本県では、特定疾患患者に対し医療費の公費負担を行うとともに、難病患者やその家族の療養生活での不安を解消するため、各種相談や訪問相談等の在宅医療支援事業を推進してきました。

さらに、重症患者のため適切な入院施設を確保できるよう、難病医療ネットワーク事業を整備・推進するとともに、地域における難病患者やその家族の生活の質（QOL）の向上をめざして、それぞれのニーズに対応して、難病患者とその家族が安心して生きがいを持って生活できるよう支援していく必要があります。

【目 標】

難病患者等の支援において、治療のプロセスや患者のライフサイクルに沿って現れてくる多様な課題に、多角的に関わり、難病患者やその家族の療養上の不安解消を図り、きめ細かい支援体制を確立します。

難病患者在宅療養応援員登録数

| | | |
|----------|---|----------|
| 平成 26 年度 | | 平成 29 年度 |
| 439 人 | → | 500 人 |

【施 策】

- 国が指定する疾患（指定難病及び小児慢性特定疾病）の対象者の自己負担分に対して、経済的支援を実施します。
- 重症難病患者の適時・適切な受け入れを行い、良質な療養環境を提供するために難病拠点病院を中心とした医療機関、関係団体、行政等の連携協力による難病医療ネットワークを整備します。

難病医療ネットワーク協力機関…36 機関（平成 26 年 3 月末時点）

- 岐阜県難病団体連絡協議会や医療機関、労働機関などの関係団体と連携を図りながら、就労相談事業を含めた難病相談事業や訪問指導等の地域支援対策事業を推進します。

平成 25 年度の相談者数…2,670 人

- 難病に理解のある「難病患者在宅療養応援員」を配置し、在宅で療養する難病患者や家族からの相談に応じるとともに、要望にあった援助を行うことで安心して暮らせる環境づくりを進めます。

難病患者在宅療養応援員登録数…439人（平成26年3月末時点）

- 安心して在宅療養が送れるよう、難病に対応できるホームヘルパーの養成や市町村の実施する居宅生活支援事業を促進します。

■ 難病に対応できるホームヘルパー養成研修実績（単位：人）

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 参加者数 | 79 | 76 | 80 |

出典：県保健医療課調

④多様な人材の養成及び支援（医療整備課・高齢福祉課）

【事業内容】

本県では、介護サービスの種類ごとに必要な職種の資質の向上を図るための養成研修の実施や支援を行っています。

【現状及び課題】

- 介護保険制度の開始後、制度の円滑な推進とともに、社会福祉法人や医療機関に加え、営利団体やNPO法人等サービス事業者の多元化が進み、これに伴ってサービスの多様化が進み、必要とされる人材も、多様な知識や専門性が求められるなど変化が生じています。
- このような中で必要とされる人材は「利用者の立場に立って多様なニーズに対応できる人材」、「サービスの提供をマネジメントできる人材」、「経営の視点を持ち事業をマネジメントできる人材」などであり、これらの人材がそれぞれの専門的知識を活かし、互いに連携できる環境づくりも必要です。

■平成 25 年度 有資格者の就労状況

| | 有資格者 (登録者数) | 従事者数 | |
|----------------|----------------|-------|-----------|
| | | | 従事者割合 (%) |
| 介護福祉士 (人) ※1 | 17,920 | 9,819 | 54.8 |
| 介護支援専門員 (人) ※2 | 9,023 | 3,268 | 36.2 |

出典：※1 『平成 25 年度 介護サービス施設・事業所調査』、厚生労働省

各有資格者の人数は、平成 25 年 3 月末現在の数。調査日は平成 25 年 10 月 1 日。

※2 高齢福祉課調、平成 25 年 3 月末現在の数。

【施策】

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）
 - ・ 居宅介護支援事業所のほか、介護保険施設や認知症グループホームなどにおいて、サービス計画を作成するのに必要な人材を養成します。
 - ・ 現任研修において、受講者が選択できるカリキュラムの提供など、研修内容の充実を図ります。
 - ・ 5年ごとの更新研修の実施により、定期的な介護支援専門員の技能の向上や強化を図り、介護支援専門員全体の専門性の向上を促進します。
 - ・ 地域における包括的・継続的ケアマネジメントの実現のために、個々の介護支援専門員を支援する主任介護支援専門員を養成し、介護支援専門員業務の支援体制を構築します。
- 認知症介護指導者、認知症介護実践者等（P 68 参照）
- 介護相談員（P 190 参照）
- 権利擁護推進員（P 191 参照）
- 介護福祉士
 - ・ 各養成施設及び各関係団体の連携のもと、必要な人材の養成を支援します。
 - ・ 介護福祉士は専門的な知識や介護技術を持ち、質の高いサービスが提供できる介護のプロであることを広く周知するよう努めます。
- 訪問介護員（ホームヘルパー）
 - ・ 各養成施設及び各関係団体の連携のもと、必要な人材の養成を支援します。
 - ・ 現在就労中の訪問介護員に対して、業務中における困難事例に対応できるようにテーマを設定し研修を実施します。
- 認定特定行為業務従事者
 - ・ 特別養護老人ホーム等の施設及び居宅においてたん吸引等の必要なケアをより安全に提供するための人材の養成を支援します。

- 理学療法士及び作業療法士
 - ・ 各養成施設及び各関係団体の連携のもと、必要な人材を養成します。
- 看護職員
 - ・ 看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき、必要な人材を養成するとともに、離職防止と県内定着の促進を図ります。
 - ・ 訪問看護に従事する看護師等に対し、訪問看護に必要な基本的知識及び技術習得のための養成講習会を開催します。
- 歯科衛生士
 - ・ 介護サービスとして要介護者の口腔ケア（※）や口腔機能の向上を推進する人材として歯科衛生士の確保に努めるとともに、資質の向上のための研修を実施します。
- 薬剤師
 - ・ 薬剤師による在宅医療への関与は、寝たきり高齢者の肺炎予防や薬の飲み忘れ予防に効果的であることから、薬剤師の在宅医療への参加を推進するため、訪問薬剤指導において必要となる知識を習得する研修会を実施します。
- 栄養士
 - ・ 在宅療養者の疾患・病状・栄養状態に適した栄養食事指導（支援）ができる管理栄養士など、要介護者等への栄養指導のできる人材と介護・医療職との連携を支援します。

※ 口腔ケア：歯みがきによって口の中を清潔に保つことだけでなく、食べたり飲みこんだりすることや会話を楽しむことなど、口のあらゆる動きを維持・回復するための包括的なケアのことをいいます。

(2) 保健・医療・福祉等のネットワークを支える情報提供体制、相談体制の整備

①岐阜県福祉総合相談センター事業の充実 (地域福祉国保課)

【事業内容】

岐阜県福祉総合相談センターは、県内関係機関のネットワークの要として、医療・保健・福祉・介護のみならず生活関連など多くの分野にまたがる、あらゆる相談内容に対して、迅速かつ的確に必要なサービスへつなげる体制の整備に努めています。

【現 状】

- 支援が必要な方からの相談に応じるため、市町村において、福祉所管課・市福祉事務所、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者生活支援センターをはじめとする各種相談体制が整備されてきています。
- また、民生委員（厚生労働大臣委嘱）、福祉委員・福祉推進員（市町村社会福祉協議会長等委嘱）、身体障害者相談員（市町村委嘱）、知的障害者相談員（市町村委嘱）などが、地域住民の身近な相談者として、各地域において活躍しています。
- 県では、相談が適切な福祉サービスの利用と迅速に結びつけられるよう関係機関のネットワークを強化するため、関係機関連絡会議、圏域別地域福祉推進協議会、圏域障がい者自立支援推進会議、家庭における暴力防止等協議会など情報交換・連携調整のための協議組織の設置に取り組んできました。
- 更に、県内関係機関のネットワークの要として平成17年に「岐阜県福祉総合相談センター」を県福祉事業団内に設置し、医療・保健・福祉・介護のみならず生活関連など多くの分野にまたがる、あらゆる相談内容に対して、迅速かつ的確に必要なサービスへ繋げる体制の整備に努めています。

■岐阜県福祉総合相談センターによる相談件数 (単位：件)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 高齢者関係 | 3,760 (302) | 4,249 (198) | 4,902 (145) | 9,333 (162) | 7,913 (147) |
| 障がい者関係 | 3,753 (465) | 4,526 (1,000) | 4,723 (1,219) | 5,274 (1,404) | 6,127 (1,399) |
| 児童関係 | 271 (10) | 116 (10) | 144 (1) | 115 (1) | 113 (0) |
| 女性関係 | 92 (66) | 310 (219) | 260 (210) | 49 (19) | 92 (33) |
| その他 | 596 (354) | 1,184 (595) | 1,426 (399) | 119 (118) | 45 (39) |
| 計 | 8,472 (1,197) | 10,385 (2,022) | 11,455 (1,974) | 14,890 (1,704) | 14,290 (1,618) |

出典：岐阜県福祉総合相談センター調 () は福祉総合相談センター本所受付分

【課題】

- 地域における福祉課題が増加するとともに、複雑化・多様化・潜在化・深刻化し、その解決が一層困難となってきました。特に、高齢者虐待や児童虐待などにみられるように、問題の発見が困難となっている事例への対応や、平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所を設置する自治体を実施する生活困窮者自立相談支援事業との連携を図っていく必要があります。
- 市町村における身近な相談体制を支援するため、広域的、専門的な役割を担う県の相談機関においても、機能強化が求められています。
また、複雑・多様化し、単一の福祉サービスでは充足されない事例に対しては、関係機関の一層のネットワーク強化が必要です。
- なお、既存の公的サービスでは対応できない事例に対しては、地域での支え合い活動団体による課題の発見とそれら団体との一層の連携強化が重要です。
このためにも日々の生活の中での住民相互の見守り活動の整備と活発化が不可欠です。

【施策】

- 県では、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、社会福祉事業者をはじめとする県内関係機関・団体との連携のもと、市町村における身近な相談体制の後方支援として、専門的相談対応機関における機能強化や、県福祉総合相談センターにおける総合広域ネットワークの要としての機能強化など、次により、迅速かつ的確に必要なサービスへ繋げる相談対応体制の構築を図ります。
 - ・ 障がい者の就労に関する相談支援など広域的な観点から取り組むべき事業を、市町村をはじめ関係機関と連携して推進します。
 - ・ 相談職員の資質向上のための研修会の開催などにより、市町村や市町村社会福祉協議会による、相談業務に関する情報とノウハウの蓄積を支援します。
 - ・ 関係機関連絡会議、圏域別地域福祉推進協議会、圏域障がい者自立支援推進会議、家庭における暴力防止等協議会など情報交換・連携調整のための協議組織の活動を強化し、関係機関・団体の連携・ネットワーク体制を構築します。特に、地域での支え合い活動団体との協働・連携を強化します。
 - ・ DV（ドメスティック・バイオレンス）や高齢者虐待、児童虐待など顕在化しにくい事例の早期発見や、法制化に伴いこれまで以上に生活困窮者の自立を支援していくため、民生委員による活動の活発化に加えて、各地域での支え合いによる見守りネットワーク活動の整備と活発化を支援します。
 - ・ 県福祉総合相談センターが福祉における相談窓口の最後の砦（セーフティネット）としての機能を発揮できるよう、各種分野の相談機関との一層の連携を強化し、複合化・複雑化する相談事例に適切かつ迅速に対応できる体制を整備します。

②福祉団体、関係者の機能発揮支援（地域福祉国保課）

1) 社会福祉協議会機能の強化支援

【事業内容及び現状】

平成12年の社会福祉法改正において、社会福祉協議会の目的が「地域福祉の推進」であることが明記されました。

市町村社会福祉協議会は、福祉活動専門員やボランティアコーディネーターによる住民活動への支援とともに、社会福祉施設、民生委員など地域の福祉関係者等との協働による生活福祉資金の貸付、日常生活自立支援事業の推進など、住民に最も身近な地域福祉の推進母体・拠点としての役割を担っています。

また、42市町村社会福祉協議会のうち37の社会福祉協議会において、介護保険事業の担い手ともなっています。

県社会福祉協議会は、広域的な観点から、福祉活動指導員による地域福祉に関する調査・研究・企画など市町村社会福祉協議会への支援とともに、福祉人材の養成と確保支援、社会福祉事業の経営に関する指導と助言など、本県地域福祉の中核的な推進団体としての役割を担っています。

県では、県社会福祉協議会に対して、運営費補助をはじめとする支援を行ってきました。

【課題】

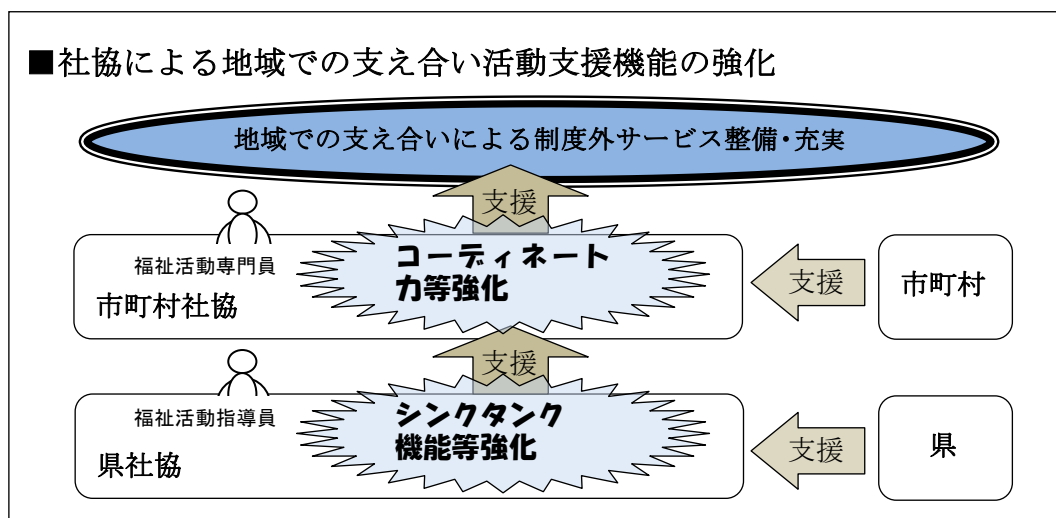
- 管内に介護保険事業所が参入していないことや、活動財源の確保などのため、介護保険事業などの制度サービスに重点を置かざるを得ない市町村社会福祉協議会もあります。

しかし、社会福祉協議会の本来の目的は、地域福祉の推進を図ることにあり、「施設」から「地域（在宅）」が重視されるなど、県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会には、特に地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実に向けたコーディネート力等を強化していくことが求められています。

【施策】

- 県では、本県地域福祉の中核的な推進団体である県社会福祉協議会の運営と、その機能強化に向けた取り組みを支援します。

特に、福祉活動指導員が中心となった、市町村社会福祉協議会の制度外サービスの整備・充実に関するコーディネート機能の強化に向けた取り組みと、本県地域福祉の推進に関するシンクタンク機能の強化に向けた取り組みを支援します。



2) 最も身近な地域福祉の担い手・民生委員の活動推進

【事業内容及び現状】

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、身分的には特別職の地方公務員とされています。

民生委員は、市町村や市町村社会福祉協議会をはじめ、地域の関係機関との連携・協働のもと、地域で支援を必要とする方の生活状況などを適切に把握するとともに、支援を必要とする方の相談に応じ、情報提供や必要な援助に繋げるなど、最も身近な地域福祉の担い手となっただいただいています。

県内においては、平成26年4月現在、4,484人(※)の方に委嘱されています。

また、今後一層懸念される大規模災害に向けた準備として、全国的に減災・防災に向けた取り組みが展開される中、地域においては平時からの「見守りネットワーク活動」や「要援護者支援マップづくり(災害時の避難支援)」の取組が重要であり、そこでの中心的な役割を担っていただいています。

県では、日々の活動費に対する支援のほか、各種研修会などによる民生委員の資質向上や、地域毎に設置された民生委員児童委員協議会を単位とした組織的な活動に対する支援を行ってきました。

■ 岐阜県の民生委員活動

| | 相談支援件数(件) | | | | 活動件数(件) | | | | 訪問回数 (回) | 活動日数 (日) |
|-----|-----------|--------|------------|--------|---------|-------------|------------|-----------------------|-------------|-------------|
| | | 在宅介護 | 日常的な 支援 | 生活費 | | 調査・ 実態把握 | 地域福祉 活動 | 要援護児童 発見の通告 ・仲介 | | |
| H18 | 127,749 | 19,752 | 21,389 | 10,490 | 342,286 | 55,449 | 102,262 | 3,015 | 456,254 | 474,086 |
| H19 | 124,980 | 17,979 | 25,436 | 9,645 | 358,458 | 56,500 | 108,956 | 1,927 | 478,765 | 478,619 |
| H20 | 123,658 | 16,289 | 26,291 | 10,467 | 381,909 | 58,810 | 122,223 | 2,166 | 531,086 | 594,769 |
| H21 | 130,209 | 14,761 | 28,976 | 12,213 | 401,354 | 56,752 | 132,167 | 1,946 | 575,092 | 531,449 |
| H22 | 120,841 | 14,636 | 28,277 | 10,428 | 411,598 | 62,313 | 126,920 | 1,880 | 612,719 | 521,165 |
| H23 | 110,307 | 12,835 | 26,980 | 7,380 | 457,091 | 99,198 | 135,764 | 1,516 | 719,793 | 541,456 |
| H24 | 111,066 | 11,590 | 30,037 | 6,918 | 430,198 | 61,075 | 146,117 | 1,562 | 656,087 | 540,230 |
| H25 | 103,512 | 10,298 | 28,741 | 5,954 | 425,826 | 63,156 | 138,785 | 2,106 | 657,804 | 526,248 |

出典：『福祉行政報告例』、厚生労働省

【課題】

○ 児童虐待、孤立死・孤独死、生活困窮、悪質商法・詐欺行為、防災・減災対策など地域の福祉課題は増大するとともに、複雑化・多様化・潜在化・深刻化する中で、民生委員に期待される役割もまた、増大するとともに、多様化・複雑化してきています。

このため、民生委員の役割の増加、負担感などを理由として、民生委員のなり手が不足しているという状況にもあります。

※ 民生委員・児童委員数：3,976人、主任児童委員：508人の計

民生委員・児童委員の定数は3年に一度一斉改選に合わせて見直しを行っており、

H19～21は4,379人、H22～25は4,431人

【施 策】

○ 県では、市町村、県社会福祉協議会等との連携のもと、民生委員の適正配置のほか、認知度と社会的評価の一層の向上、実践的な研修会等による資質の向上、地域の関係機関との連携強化や民生委員児童委員協議会の活性化支援などを通じ、住民に最も身近な地域福祉の担い手である民生委員の一層の活動強化を推進します。また、民生委員以外の地域福祉の担い手育成を通して、民生委員一人ひとりの負担軽減を図ります。

- ・ 民生委員活動の一層の効率的かつ効果的な推進に向け、市町村との連携のもと、民生委員の適正配置に取り組みます。
- ・ 民生委員の役割と活動内容に関する広報啓発や、民生委員に対する表彰などにより、県民の理解・認知度と社会的評価の一層の向上を図ります。
- ・ 増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化する地域の福祉課題に対する適切かつ迅速な相談と援助活動に向け、民生委員の経験年数や役割に応じた、きめ細かく実践的な研修会、研究会を開催します。
- ・ 研修会・研究会では、医療・保健・福祉・介護分野に関する幅広い知識の取得や、悪質商法の被害防止、振り込め詐欺防止、老老介護や孤独死・孤立死への対応、生活困窮者対策など高齢者をめぐる新たな課題の解決に向けた研修も行います。

■ 研修会開催実績

(単位：回)

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 開催回数 | 13 | 13 | 13 |

出典：県地域福祉国保課調

- ・ 地域における団体組織のネットワーク形成推進のための福祉懇談会・座談会の開催を通じ、民生委員と地域の関係機関・団体と連携・ネットワークの一層の強化を支援します。
- ・ 個人情報に関する市町村との連携強化に向け、市町村や関係機関等を交えた検討会、研修会の開催を支援します。
- ・ 各地域の民生委員児童委員協議会による研修会・研究会・情報交換会の活発な開催と、その内容の充実を支援します。

■ 民生委員活動の推進

